

「鬼一口」覚書

——『伊勢物語』第六段を起点として——

蔦尾和宏

一 「鬼一口」の成立

昔の話である。或る男が、長らく心を寄せていた高嶺の花の女を、やつとので盗み出し、夜道を逃げた。きらめく夜露を、女が「あれは何」と尋ねたが、先を急ぐ男は答えなかつた。夜も更け、雷鳴まで轟き、しとどに雨も降る。そこで、男は荒れた倉の奥に女を入れ、弓を手に入口に座って夜明けを待った。しかし、夜明けを迎える前に、女はその倉に棲む鬼に一口で食われてしまった。「あなや」、女は声をあげたが、雷鳴にかき消され、男には聞こえない。夜が明け、女が消えたのを知って男は泣いたが、もはやどうにもならなかつた。女の兄弟が女を奪い返したのだが、それを鬼とは言ったのだった。

名高い『伊勢物語』第六段の梗概である。次に全文を掲げておこう。

むかし、男ありけり。女のえ得まじかりけるを、年

を経てよばひわたりけるを、からうじて盗みいでて、いと暗きに来けり。芥河といふ河を率ていきければ、草の上に置きたりける露を、「かれは何ぞ」となむ男に問ひける。ゆく先おほく、夜もふけにければ、鬼ある所ともしらで、神さへいといみじう鳴り、雨もいたう降りければ、あばらなる倉に、女をば奥におし入れて、男、弓、胡籜を負ひて戸口にをり、はや夜も明けなむと思ひつつゐたりけるに、鬼はや一口に食ひてけり。「あなや」といひけれど、神鳴るさわぎに、え聞かざりけり。やうやう夜も明けゆくに、見れば率て来し女もなし。足ずりをして泣けどもかひなし。

白玉か何ぞと人の問ひし時つゆとこたへて消えなましものを

これは二条の後の、いとこの女御の御もとに、仕うまつるやうにてゐたまへりけるを、かたちのいとめでたくおはしければ、盗みて負ひていたりけるを、御兄、

堀河の大臣、太郎国経の大納言、まだ下臈にて、内裏へ参りたまふに、いみじう泣く人あるを聞きつけて、とどめてとりかへしたまうてけり。それをかく鬼とはいふなりけり。まだいと若うて、後のただにおはしける時とや。〔伊勢物語〕第六段)

鬼は女を「一口に食」つたが以下、この食人方法を「鬼一口」と呼ぶ、怪異としての鬼の際立つた特徴は、この人を食うことであつた。

九日戊午。有^二狂女^一。於^二待賢門前^一取^三死人頭^一食^レ之。此後、往々臥^二諸門^一之病者、乍^レ生被^レ食。世以爲^二女鬼^一。

〔日本紀略〕天徳二年(九五八)閏七月九日条)
「狂女」とされる待賢門前の女が、「世」間から「女鬼」と考えられたのは、死人の頭をかじり、内裏の諸門に病臥する者を生きながら餌食としたために他ならない。

『日本霊異記』上・三では、元興寺の鐘堂の童子が鬼に殺されるが、

然うして後に小子元興寺の童子と作る。時に其の寺の鐘堂の童子、夜別に死ぬ。彼の童子見て、衆の僧に白して言さく「我れ此の鬼を捉りて殺し、謹めて此の死の災を止めむ」とまうす。(『日本霊異記』上・三)

院政期成立の『打聞集』の同話では、

法師二成テ元興寺ニヤル。其寺ノ僧ト成テ年来住。其

寺鐘付人、此ノゴロ夜々鬼来取食。(中略)大衆ニ申様、「初夜後夜ノ鐘ヲ付テ行スル事也。然ヲ、此寺ノ鐘、鬼タメニサマタゲラレテ久ウ不付。已ニ仏法絶ヌルガ如シ。オノレ鐘付ニ罷成テ、若シ鬼ノタメニ食ハレズハ、此寺ノ鐘、如本ニ付セム」トウケ乞ケレバ……

傍線部のように、鬼が童子を殺すのは食うためだったと具体化される。

かくの如く、食人こそ鬼の鬼たる所以だったのだが、文献に残る、鬼が人を含む場面は多くない。左に示すのは『伊勢物語』の成立以前と、平安時代半ばくらいまでに見出し得るその例である。

A 古老伝へて云ひしく、昔、或る人、此処に山田を佃りて守りき。その時、目一つの鬼来て、佃る人の男を食ふ。その時、男の父母、竹原の中に隠れて居りき。時に、竹の葉動けり。その時、食はるる男「動く動く」と云ひき。故れ、阿欲と云ふ。(神亀三年、字を阿用と改む)〔出雲国風土記〕大原郡阿用郷)

B 一の女子有り。名けて万の子と曰ふ。いまだ嫁はず、いまだ通がず。面容端正し。高き姓の人伉儷ふになほ辞びて年祀を経。爰に有る人伉儷ひて忿々物を送る。彩帛三車なり。見て魎の心もちて兼ねてまた近き親ぶ。語に随ひて許可し、閨の裏に交通ぐ。其の夜閨の

内に音有りて言はく「痛きかな」といふこと三遍なり。父母聞きて相談ひて曰はく「いまだ効はずして痛むなり」といひて、忍びてなほ寐。明日の曉に起き、家母戸を叩きて驚かし喚べども答へず。怪びて開き見れば、ただし頭と一の指とのみを遺し、自余はみな噉はる。

(中略) 或るいは神しき怪なりと言ひ、或るいは鬼の啖ふなりと言ふ。(『日本靈異記』中・三三三)

C 今夜亥時、或人告、行人云、武徳殿東縁松原西、有美婦人三人。向東步行。有男在松樹下。容色端麗、出来与一婦人、携手相語。婦人精感、共依樹下。数剋之間、音語不聞。驚恠見之、其婦人手足折落在地。無其身首。右兵衛右衛門陣宿侍者、聞此語往見、無有其屍。所_レ在之人忽然消失。時人以為、鬼物変_レ形、行_レ此屠殺。

D 鬼捨_レ此僧_レ往_レ來老僧許_レ。剛割食噉。老僧揚_レ声大叫、無_レ人救濟。(『法華驗記』五七)

Aは鬼による食人を記す現存最古の資料とされる。その食人方法は明確ではないが、食われながら竹の動くのを見て声を出したとあるから、一瞬のうちに一口で食われたわけではなさそうだ。一方、Bは「頭と一の指」を、Cは「手足」を残し、Dは「剛割」とある以上、「鬼一口」でないのは言を俟たない。

AとDと『日本紀略』天徳二年閏七月九日条、いずれも「鬼一口」に当たらないのは、掲出資料を稿者が意図的に選定した結果ではない。管見の限り、「鬼一口」は『伊勢物語』第六段を初例とし、それ以前に類例を見ないのである。しかし、これは考えてみれば当然のことだろう。文献がいくら実在のものとして語ろうが、鬼は空想の産物に過ぎない。鬼が空想の存在ならば、人が鬼に食われることも空想の出来事であり、実際にありはしないのである。第三節で改めて論ずるが、現実には存在しない鬼による食人の記憶は、残された死体の惨状に発して、そのような死をもたらしただけで残虐な存在、すなわち、鬼が幻視されたところにその始原は求められるだろう。死体があつて初めて鬼が意識されるのである。逆に言えば、死体という、鬼を想起させる対象を欠くところでは、鬼による食人は想起され得ないと言えよう¹⁾。鬼が空想の所産であることに照らせば、死体を残すことがない「鬼一口」とは、鬼が本来的に備えていた食性とは考え難いのである。

「鬼一口」が鬼の本質に外れる食性であるのに加えて、第六段について言えば、「鬼一口」とは、丸呑みにして食するが如きであるから、鬼の体躯はそれなりに巨大でなければならぬはずだが、第六段の「鬼一口」は倉の内部の出来事であり、倉の高さを考慮すれば、物理的にも困難であつた。

鬼の本質においても、物理的状況においても、不自然な食べ方を第六段の鬼が行うのは、既に古注『伊勢物語知識集』で指摘される通り、章段の展開が「そのなごりもなく、女をうしな」うことを強いるからである。ただ、女が死んで終わるのであれば、「鬼はや食ひてけり」とあれば十分で、「一口」で食う必然性は生じないが、第六段は最後に、女は鬼に食われたのではなく、兄弟の手により奪い返されたのだと事情を明かす以上、女は生きていなければならぬ。しかし、鬼本来の食性では屍の一部が残り、それでは女の死が確定してしまうため、鬼は女を一口で食わなければならないのである。

第六段は、章段末の「これは二条の後の、いとこの女御の御もとに」以下の種明かしを、後人による注と見るか否かで古来、議論がある――以下、当該箇所を便宜的に（後人注）と呼ぶ。稿者は『伊勢物語』の作品全体を踏まえてこの議論に加わる知見を持たないが、「鬼はや一口に食ひてけり」という一文にのみ着目するならば、繰り返し返しになるが、鬼啖の通常はその跡に骸を残すものであり、「鬼一口」は『伊勢物語』成立の時間的周辺に前例・類例を見出せず、鬼啖の歴史において孤立した、異端と言うべきものだった。それが敢えて描かれたのは、ひとえに（後人注）の記述が存在するからである。（後人注）を欠けば、鬼が一口で女を食う必然性はなくなるため、「鬼はや一口に食

ひてけり」は（後人注）と一体の一文として捉えられなければならない。したがって、現行の本文に拠る限り、（後人注）が後人による付加であるとは、まず考えられないのである。⁵⁾

さらに言えば、鬼が一口で人を食うという第六段の趣向は、鬼の習性として既に知られたものを『伊勢物語』が取り込んだのではなく、むしろ『伊勢物語』によって初めて発想された可能性が想定されるが、そこまで言わずとも、『伊勢物語』第六段によって初めて、「鬼一口」なる鬼の食人形態が人々に意識されるようになったことは間違いないだろう。

二 「鬼一口」の広がり

鬼の食人形態としては異端であった「鬼一口」は、それを語るものが『伊勢物語』という、後世に大きな文化的影響を及ぼした作品の一章段であったがゆえに、鬼の習性として認知されていく。

『源氏物語』は『伊勢物語』から多大な影響を受けるが、「蜻蛉」では、入水すべく姿を消した浮舟に対し、浮舟の苦悩を知らないその母親は「身を投げたまへらんとも思ひも寄らず」、「鬼や食ひつらん、狐めくものやとりもて去ぬらん、いと昔物語のあやしきもの事のたとひにか、さやうなることも言ふなりし」と考える。「一口」という表現

は見えないが、何ら痕跡を残さない状況における「鬼や食ひつらん」との推測であるから、これは「鬼一口」を指すと言わざるを得ない。「昔物語」には『伊勢物語』が含まれているのだろう。

『今昔物語集』も第六段の影響を確認し得る文献の一つである。本作品には第六段を淵源とする一話が巻二七に収められる(二七・七)が、女を隠したのは「北山科ノ辺」の「旧キ山庄」、何より女の死は「女ノ頭ノ限ト着タリケル衣共ト許残タリ」と、「鬼一口」ではなく通例の鬼喰とされており、「鬼一口」の認知を拒否するかのようであるが、一方、同じ巻二七の一五話には、父親不明の子供を懐妊した寄る辺のない女が、主家で出産するわけにもいかず、その場所を求めて、「北山科」の「旧ク壊レ損ジタル屋」にたどり着く。そこには「老タル女ノ白髪生タル」が住んでいたが、事情を聞き、快く招き入れてくれた。女は無事に男児を出産する。

此テ二三日許有ル程ニ、女昼寝ヲシテ有ケルニ、此ノ子ヲ臥セタルヲ、此ノ嫗、打見テ云ナル様、「穴甘気、只一口」ト云ト、髻ニ聞テ後、驚テ此ノ嫗ヲ見ルニ、極ク気怖シク思ユ。「然レバ、此レハ鬼ニコソ有ケレ。我レハ必ズ被噉ナム」ト思テ、蜜ニ構テ逃ナムト思フ心付ヌ。(『今昔物語集』二七・一五)

女が老婆を「鬼」と判断するのは、赤ん坊を見て「穴甘気、

只一口」という老婆の言葉に「はや一口に食」つた鬼の姿が連想されたからに他ならない。ここには明確に「一口」という表現が登場している。

さらに『今昔物語集』では人を襲う巨体が「大口」を開けて迫る描写が散見する。

E 大象目ヲ赤メ大口ヲ開テ走り懸テ、犯人ヲ踏殺ス。然レバ、国ノ内ノ罪人、一人トシテ生ル者無シ。

(『今昔物語集』四・一八)

※ 即大象、赤目開口踏殺犯人、不_レ生_二一人_一。

(『注好選』下・八)

F 長ハ一丈許ノ者ノ目・口ヨリ火ヲ出シテ雷光ノ如クシテ、大口ヲ開テ手ヲ打チツ、追テ来レバ、見ルニ魂失セテ馬ヨリ落ヌベキヲ、(中略)「今ゾ被捕テ被噉ヌ」ト思フ間ニ。(『今昔物語集』一二・二八)

※ 長一丈余、身体高大、気色猛悪、眼耳鼻口皆出_二焰煙_一。馬失_レ足倒、人落入_レ穴。(『法華驗記』一一〇)

G 僧ヲ見付テ、大口ヲ開テ、僧ヲ噉ムト為ルニ、僧大キニ恐テ怖レテ、心ヲ至シテ毘沙門天ヲ念ジ奉テ、「我レヲ助ケ給ヘ」ト申ス。(『今昔物語集』一七・四三)

※ 鬼即近來開口欲_レ噉。于時禪僧念_二毗沙門_一。(『扶桑略記』延暦一五年(七九六)条所引「鞍馬寺縁起」)

H 鰐ノ、目ハ鏡ノ様ニ見成テ、大口ヲ開テ、齒ハ劍ノ如

ク也。近ク寄来テ、宗平ヲ噉フト見程ニ…。

〔今昔物語集〕二二三・二二三

※は、E・Fは出典の、Gは同話の当該箇所だが、出典・同話に「大口」を欠くのは、これが『今昔物語集』による付加の可能性を示唆するだろう。そして、F・G・Hは鬼・鰐が人を食おうとする文脈であることから推せば、「鬼一口」なる食人方法からの連想が、食人の文脈に「大口」の加筆を招き寄せたと思われるのである。

このように『伊勢物語』成立以後、「鬼一口」の流布が窺えるのだが、「鬼一口」はあくまでも鬼啖の一形態、すなわち、鬼はそういう食べ方をすることもあるという認知に留まり、鬼啖の主流とは見做されなかったようである。

先に『源氏物語』「蜻蛉」において、浮舟の母は「鬼一口」を思い浮かべたが、浮舟の入水を察した女房の右近は、匂宮が浮舟を隠したのではないかとの疑念を拭えない薫に聞いただされて真相を明かす。その際の「鬼などの隠しきこゆとも、いささか残るところもはべるなるものを」という右近の言葉は、鬼に匂宮をほめめかし、匂宮が浮舟を隠したのであれば、その証拠が何か残るものだ、それが残らないのだから、浮舟は入水したとしか考えられないと、匂宮の関与を比喩的に否定したものであるが、このような比喩が成り立つには、鬼は一口で人を食うよりも、その痕跡―死体の一部―を残して食うのが普通だとの認識が存在しな

ければならないだろう。

また、第一節に示した『伊勢物語知頭集』は「鬼はや一口に食ひてけり」をめぐり、次の問答を載せる。

問、さらば、まことのおにならずは、ただとりてけりといへかし。くひてけりといふだにも、ことごとしきに、あまつさへ、一くちにくひてけりと、いへり。一くちのことは、いとふしんなり。

答、鬼といふほどならば、くひてけりといふこそ、たましるもいであれ。ただおにとりてけりといふは、むげにおめてきこゆれば、くひてけりといふなり。一くちといふこそ、おにの人をくふにも、をのづから、ちなんどもこぼれ、かみなんどもこるなるに、これは、そのなごりもなく、女をうしなひたれば、一くちにくひてけりとかきたり。〔伊勢物語知頭集〕

鬼が女の兄弟で、本物の鬼ではないのであれば、「とりてけり」と表現すればよく、「くひてけり」と書くのも仰々しいのに、「一くちにくひてけり」とさえ表現している。なぜ「一くち」と表現するのか疑問だとする問に対し、鬼という以上、「くひてけり」とした方が、それらしく見える。鬼が人を食べる際には、自然と血もこぼれ、髪なども残るそうだが、この章段では、女が跡形もなくいなくなるので、「一くちにくひてけり」と表現するのだという回答は、通常、鬼は骸を残すかたちで人を食うものだが、章段の展開

上、それができないのだという理解に基づいていよう。
『伊勢物語』第六段は後代に影響を及ぼしつつも、やはり鬼啖の主流がその残滓を残す形態から動かなかつたことは、「鬼一口」が鬼啖の本来的なあり方でなかつたとする私見の傍証となるはずである。

三 鬼啖の背景

本節は死体に関わる描写から始めたい。

I 生年十三歳之童男一人喰畢^{連里}。家中男女敢不^レ知也。

明朝見^波髑髏与^二左方足^一竈前残^{連里}。

(『太神宮諸雜事記』)

J 其童有^二胸上并頭^一無^二手足^一。(中略)但今所^レ遺者只頭而已。又其辺有^二五寸許骨三枚并腹骨之端少々^一。

(『本朝世紀』天慶五年(九四二)五月四日条)

K 糸長キ髪ト赤キ頭ト紅ノ袴ト、切々ニテゾ凍ノ中ニ有ケル。(『今昔物語集』二九・八)

右の死体の状況は鬼啖とされた第一節のB・Cとほぼ重なるが、引用個所の直前に、それぞれ「仁寿元年(八五一…引用者注)八月三日、終日大風吹、洪水。即国内堂塔倒伏、人宅損亡、牛馬斃畢。而件大風夜、豊受宮欄宜神主土主住宅狼入来」、J「見^三犬三四頭喫^二死童^一」、K「女房□テ遂ニ死ニケレバ、狗ニ被食ニケリ。朝見ケレバ」と見えるように、実際のところ、これらの死体は鬼ではなく、狼、或

いは犬による食害の残滓であった。両者の死体の描写が重なるということは、想像上の存在である鬼による食人とは、そもそもが狼や犬などの動物に食われた死体からの想像に生じたものだったことを示唆している。したがって、死体の状態のみに限れば、鬼啖は鬼のしわざではなく、動物による食人として処理される可能性もあつたわけである。というよりも、平安京では死体もつばら犬によって食われ、大^三祓於建礼門前^一。以下犬啗^二死人骸^一入^二神祇官^一故也。

(『日本三代実録』貞観五年(八六三)一〇月三〇日条)

今月四日、左近衛府少将曹司犬咋^三入死人頭肩片手^一。

仍彼府立^三三十日穢札^一。

(『日本紀略』天慶一〇年(九四七)二月一七日条)

犬咋^三入小兒頭^一。為^二七日穢^一請飯了。

(『小右記』永祚二年(九九〇)一〇月一七日条)

右の如く、その残骸が諸所に持ち込まれては穢れを発生させることが珍しくなかつた状況を踏まえるならば、平安京に暮らす者は犬に食われた死体、或いは死体を食る犬を目にする機会を少なからず持ったに違いなく、そのように犬と死体が密接な関わりを有する空間に生きる人々であれば、凡そ食われた死体は犬などの動物の所為と判断して済ませ、鬼啖と見做なすのは例外中の例外だったと考えるべきだろう。ならば、動物に食われた死体を見慣れた人々をして鬼

啖と判断させる基準は何だったのか、その一例を、恐らくもつともまとまった数の鬼啖を載せる『今昔物語集』に探つてみたい。

L 今昔、右近ノ中将在原ノ業平ト云フ人有ケリ。(中略)

何ニシテカ構ヘケム、彼ノ女ヲ蜜ニ盗出シテケリ。其レニ、忽ニ可將隠キ所ノ無カリケレバ、思ヒ練テ、北山科ノ辺ニ旧キ山庄ノ荒テ人モ不住ヌガ有ケルニ、其ノ家ノ内ニ大ナルアゼ倉有ケリ。(中略) 此ノ倉ノ内ニ置一枚ヲ具シテ、此ノ女ヲ具シテ將行テ臥セタリケル程ニ、俄ニ雷電霹靂シテ噉ケレバ、中将大刀ヲ拔テ、女ヲバ後ノ方ニ押遣テ、起居テヒラメカシケル程ニ、雷モ漸ク鳴止ニケレバ、夜モ暁ヌ。而ル間、女、音モ不為ザリケレバ、中将怪ムデ見返テ見ルニ、女ノ頭ノ限ト着タリケル衣共ト許残タリ。中将、奇異ク怖シクテ、着物ヲモ不取敢ズ逃テ去ニケリ。其レヨリ後ナム、此ノ倉ハ人取り為ル倉トハ知ケル。然レバ、雷電霹靂ニハ非ズシテ、倉ニ住ケル鬼ノシケルニヤ有ケム。

〔今昔物語集〕二七・七)

M

今昔、小松ノ天皇ノ御代ニ、武徳殿ノ松原ヲ、若キ女三人打群テ、内様へ行ケリ。八月十七日ノ夜ノ事ナレバ、月キ極テ明シ。而ル間、松ノ木ノ本ニ、男一人出来タリ。此ノ過ル女ノ中ニ一人ヲ引ヘテ、松ノ木ノ木景ニテ、女ノ手ヲ捕ヘテ物語シケリ。今二人ノ女ハ、

N

今ヤ物云畢テ来ルト、待立テリケルニ、良久ク不見エズ。物云フ音モ不為ザリケレバ、何ナル事ゾト、怪シク思テ、二人ノ女寄テ見ルニ、女モ男モ無シ。此ハ何クへ行ニケルゾト思テ、吉ク見レバ、只女ノ足手許離レテ有リ。二人ノ女、此レヲ見テ驚テ走り逃テ、衛門ノ陣ニ寄テ、陣ノ人ニ此ノ由ヲ告ケレバ、陣ノ人共驚テ其ノ所ニ行テ見ケレバ、凡ソ骸散タル事無クシテ、只足手ノミ残タリ。其ノ時ニ、人集リ来テ見噉シル事無限シ。「此レハ、鬼ノ、人ノ形ト成テ此ノ女ヲ噉テケル也ケリ」トゾ、人云ケル。

〔今昔物語集〕二七・八)

今昔、(中略) 史□ノ□ト云ケル者、遲參シタリケリ。弁□ノ□ト云ケル人ハ、早參シテ座ニ居タリケリ。(中略) 史、弁ノ被早參ニケルニ、我レ史ニテ遲參シタル事ヲ怖レ思テ、忽ギテ東ノ庁ノ東ノ戸ノ許ニ寄テ、庁ノ内ヲ臨ケバ、火モ消ニケリ。人ノ気色モ無シ。史、極テ怪ク思テ、弁ノ雑色共ノ居タル屏ノ許ニ寄テ、「弁ノ殿ハ何コニ御マスゾ」ト問ヘバ、雑色共、「東庁ニ早ク着セ給ヒニキ」ト答フレバ、史、主殿寮ノ下部ヲ召シテ、火ヲ燃サセテ、庁ノ内ニ入テ見レバ、弁ノ座ニ赤ク血肉ナル頭ノ髪所々付タル有リ。史、此ハ何ニト驚キ怖レテ、傍ヲ見レバ、笏・沓モ血付テ有リ。亦扇有リ。弁ノ手ヲ以、其ノ扇ニ事ノ次第共被書付タリ。

豈ニ血多ク泛タリ。他ノ物ハ露不見エズ。奇異キ事無限シ。而ル間ニ夜嗟ヌレバ、人多ク来リ集テ見嗶ケリ。弁ノ頭ヲバ、弁ノ従者共取テ去ニケリ。

〔今昔物語集〕二七・九

右では、業平が連れて逃げた女、「若キ女」、弁官の三人が鬼に食われたとされるが、いずれも、すぐに死に、死体を犬に食われる状態とは考え難い人々だったという点で共通する。

犬は人間をむやみに食うのではない。食われる人間とは死体の他、犬の襲撃に堪えない弱い存在、路傍に捨てられたり、倒れたりした病人や老人、子供に赤子、そのような人々だった。『政事要略』七〇には「出_レ棄病人及小兒_一事」として、病人や小児の路辺への遺棄の禁止や彼らの収容・保護を命ずる、弘仁四年（八一三）から延長八年（九三〇）までの官符などが集成されている。なかんずく貞観九年（八六七）二月七日宣旨は、「京中諸人捨_レ男兒於道路頭_一、遂為_二犬鳥_一見_レ害喫_一」と、捨て子が生きながら犬や鳥の餌食となっていることを明確に指摘するが、先に挙げたIとJの被害者もまた、「生年十三歳之童男」と「十歳許之女童」だった。このように平安京では、遷都間もなくから肉体的弱者の路傍への遺棄と動物による食害が社会問題化していたのである。

文学資料に見る例はいっそう具体性を伴い、達智門に捨

てられた「生レテ十余日許ニ成タル男子」を見た男は、「糸惜シ」^②と思うが、見捨てて通り過ぎる。翌朝、同じくそこを通ると、赤子がまだ生きており、男は「若干ノ狗ニ不被食_サリケル」と感想を漏らす（『今昔物語集』一九・四四）。平安京の説話とはされないが、『今昔物語集』二六・二〇では、或る家に仕える「年十二三歳許有女ノ童」はその家に飼う「白キ狗」と甚だ仲が悪かった。そのうち女の童は重病に沈み、主人が「外ニ出サント為_レ」ると、女の童は「己ヲ人離タル所ニ被出ナバ、必ズ此狗ノ為ニ被_レ昨殺サントスル。病無クシテ人ノ見時ソラ、己ダニ見ユレバ、只_レ昨懸ル何況ヤ、人モ無キ所ニ、己重病ヲ受テ臥タラバ、必ズ被_レ昨殺ナン。然レバ、此狗ノ知マジカラン所ニ出シ給ニ」と懇願している。

一方、L・M・Nの三人はすぐに死にそうもない健康体であるのに加えて、確認できる存命時から死体を晒すまでに経過したのは長くても数時間と推測され、犬が人の凡そを食い尽くすには短い時間の出来事だった。要するに、死んで犬に食われるとは思われない状況下の人間が、何物かに食われたと想像される状態で死亡していたとき、その死の原因を合理化する説明として、鬼は持ち出されたということになる。そして、死体の存在する空間が怪異を出現させやすい、人けのない「人離レタラム所」であれば、その死を鬼啖とする判断はいっそう導かれやすいものとなった

に違いない。如上、鬼啖を判断する背後には、明らかに一定の合理性が働いていたのである。

【注】

(1) 死体を残さないまま、その人物が姿を消し、そして、超自然的な現象にその原因が求められたとすれば、「鬼一口」ではなく、超自然的存在によって他界に拉致された「いわゆる「神隠し」と合理化される可能性が高いのではないか。

(2) 『宇治拾遺物語』一五八は、「陽成院おり居させ給ての御所」に「昔住し主」である「浦嶋の子がおと」と名乗る「叟」が「こ、に社を造ていはひ給へ」と、自らの祭祀を要求するが、「番のもの」に院の意向を伺ってからと断られると、「にくき男のいひ事かな」とて三たび上さまへ蹴上くとして、なえくくたくとなして、落つる所を、口を開きて食ひたりけり。なべての人程なる男と見る程に、おびた、しく大に成て、この男をたゞ一口に食てけり」とある。鬼ではないが、本話は人を一口で食べるにはそれ相応の大きさがなければ不可能だという合理的思考に基づく。

(3) 『伊勢物語古注釈大成』第二巻、笠間書院、二〇〇五年五月。

(4) 渡辺泰宏「伊勢物語「芥川」その形成と構造」(『新しい作品論』へ、〈新しい教材論〉へ 古典編一)、右文書院、二〇〇三年一月)が代表的な諸説の検討を行っており、参考

とした。また、本稿執筆時の研究状況では、後人による注記を否定する研究者が多数のようである。

(5) 〈後人注〉の付加と同時に、「一口に」も付加された場合のみ、その可能性が生ずる。

(6) 次節の上本文の凡そを載せる。

(7) 『伊勢物語』第六段と『今昔物語集』二七・七の関係については、菊池仁(「鬼一口」怪異譚の変成——『伊勢物語』を『日本霊異記』と『今昔物語集』との狭間に読む——)(室伏信助編『伊勢物語の表現史』、笠間書院、二〇〇四年一〇月)に分析がある。

(8) Eは巨象が人を食う記述を欠くが、その描写は益田家甲本『地獄草子』断簡の火象地獄(五島美術館蔵)の絵画表現に類似する。同断簡の詞書によれば、火象地獄とは、邪淫を犯し、精舎を汚し、仏像を毀損した破戒僧の落ちる地獄で、そこには目や口から火を噴く巨象がおり、「沙門等、これを見て、身をつづめ、肝をくだきて、進むことあたはず。その時、地獄の馬頭等ありて、沙門をとりて、火象□うへにおく。(中略)あるいは象のために踏み□、噛み食らは」れる責め苦を受けるとされる(翻刻は日本絵巻大成7『餓鬼草紙 地獄草紙 病草紙 九相詩絵巻』(中央公論社、一九七七年三月)に拠り、適宜、漢字を宛て、句読点を付した。□は判読不明箇所である)。絵画は詞書をほぼ忠実に表現し、二人の馬頭が裸身の僧侶たちを火象に放り投げ、火象は足元で彼ら

を踏みつぶし、振り仰いで一人を鼻で巻き上げ、一人を口に
噛み殺している―ちなみに、詞書の原拠は『仏名経』だが、
同経に象が僧を「噛み食ら」うという記述は見えない。さ
らに他の「大口を開く」が食人の文脈で語られることを勘案
すれば、Eも食人が意識されているの表現と考えてよいのではな
いか。

(9) この他、『夫木和歌抄』の所載だが、鎌倉初期の寂蓮に「う
き身をばつかやのほらにすむ鬼の―くちにだになりねとぞ思
ふ」(一四四〇九)との詠作がある。

(10) 本話は『小右記』万寿元年(一〇二四)二月八日条に
載るが、「一昨華山院女王為盗人被殺害」路頭死。夜中
為犬被食。奇怪也。此女王被候「太皇太后宮」。或云、
非盗人所為。将出女王「於路頭殺云々」とあり、一次史
料では死体の描写を欠く。

(11) 黒田日出男「犬」と「鳥」と(『姿としぐさの中世史』、
平凡社、一九八六年五月)、勝田至『死者たちの中世』(二〇
〇三年七月、吉川弘文館)、西山良平『平安京の動物誌』(『都
市平安京』、京大学学術出版会、二〇〇四年六月。初出は
一九八九年)など参照。

(12) 病人の遺棄は平安京に限ったことではなく、小野岑守は
大宰大式在任中、続命院を設けたが、それは病人が「遂使」
露臥道路「暴死風霜」、縦有三時得「痊愈」、亦以「飢寒」死者、
十而七八矣」という状態にあるのを救うためだった(『続日

本後紀』承和二年(八三五)二月三日条。
(13) 同様の例が二・三五、三一・三〇にも見える。

(本学准教授)